

市民が主役

朝来市のまちづくり

- 自治基本条例 -

「自治基本条例」は、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範と位置づけられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めています。

まちづくりを支える市民、議会、行政の役割と責務を明記し、参画・協働の仕組みや市政運営のあり方を定め、市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自律した自治体運営を目指すものです。



朝来市

朝来市自治基本条例の解説

条例の構成

前文

- 〈第1章〉 総則 (第1条～第3条)
- 〈第2章〉 まちづくりの主体
 - 第1節 市民 (第4条・第5条)
 - 第2節 市議会 (第6条・第7条)
 - 第3節 行政機関 (第8条・第9条)
- 〈第3章〉 参画と協働 (第10条～第13条)
- 〈第4章〉 市民自治 (第14条～第17条)

- 〈第5章〉 市政運営 (第18条～第28条)
- 〈第6章〉 国、兵庫県及び他の地方公共団体との関係 (第29条・第30条)
- 〈第7章〉 この条例の位置付け (第31条・第32条)

附 則

前文

私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。

また、浪漫を伝える多くの古墳や古寺・古社、城址とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、

いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくらせていくことを願っています。

私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。



朝来市の地域特性や、まちづくりの方向性、基本理念、まちづくりに向けた決意などを述べています。そして、市民自治によるまちづくりの実現を目指すために、朝来市の最高規範としてこの条例を制定することの意義を定めています。

「まちづくりの基本理念」

市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくる。



市民の権利、責務 (第4条)
事業者の社会的責任 (第5条)
まちづくりに参画したり、知る権利をみなさんは持ちますが、自分の発言や行動に責任を持つことも大切となります。

情報の共有

情報の共有

議会

選挙で選ばれた市民の代表
市の議決機関



開かれた議会
意向把握

市政の監視
政策立案

市議会の役割と責務 (第6条)

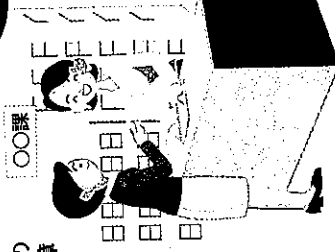
議員の責務 (第7条)

市政の監視や提言を行う役割を持ちます。

参画・協働
知恵

協働による
市民自治の
まちづくり

市民参画の
機会を保障



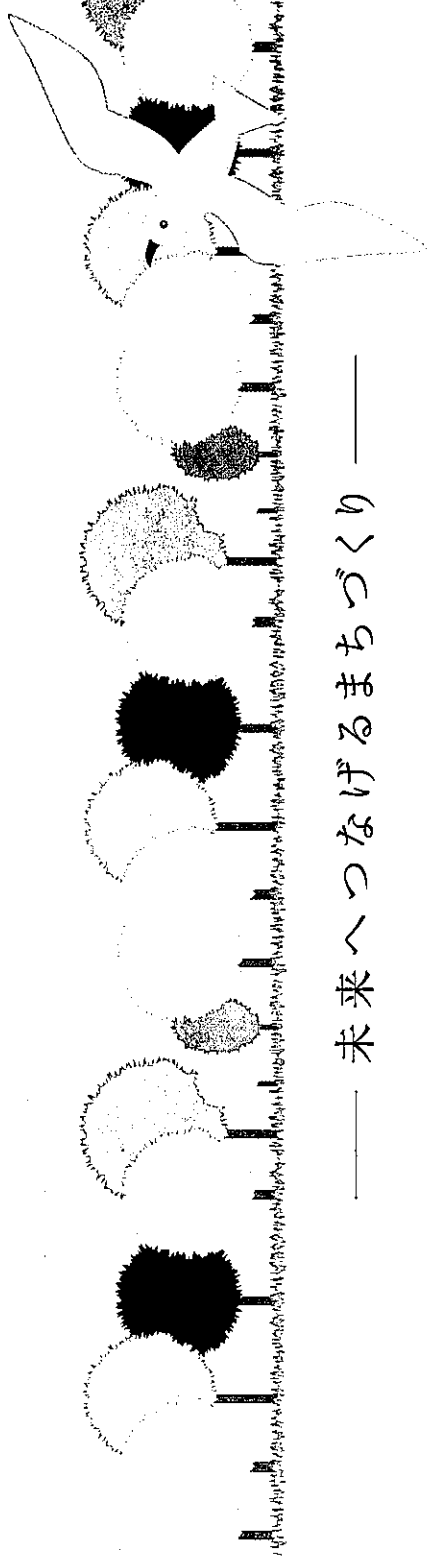
行政

市長・副市長・
行政委員会・職員

市長の責務 (第8条)
職員の責務 (第9条)

市長は公正・誠実な市政
執行に努めます。
職員は、知識・技能の向上に努めるとともに、一
市民として積極的にまち
づくりに関わります。

情報の共有



—— 未来へつなげるまちづくり ——

第1章

総則

目的

第1条

この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

解説

市民自治によるまちづくりを実現するために、市民だけではなく市議会や市長等の役割と責務を明確化するなど、朝来市のまちづくりを進めていくうえでの基本的なルールを定めています。

定義

第2条

この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農薬委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するため
の公共的な活動の総体をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。

解説

この条例を解釈する上での共通認識を持つために、重要となる用語の意味を定めています。

まちづくりの基本原則

第3条

まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。

- (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。
- (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。
- (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認め合い、助け合いながら持続的に推進すること。

解説

朝来市のまちづくりで最も大事である基本理念を実現し守るための行動原則を、「参画と協働」「情報の共有」「自律と共助」として定めています。

第2章 まちづくりの主体

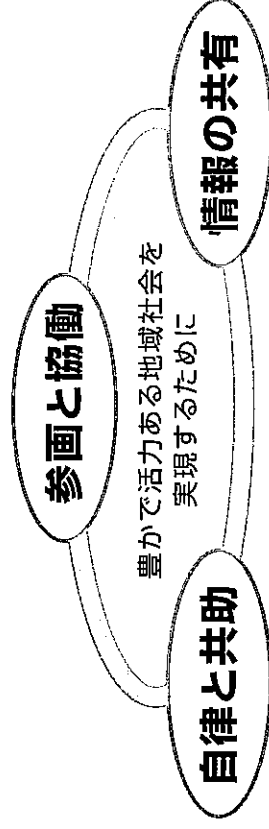
第1節 『市民』

市民の権利及び責務

- 第4条
- 1 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。
 - 2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、発言市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

解説

市民がまちづくりに関する情報を知り、まちづくりを推進するために自発的かつ主体的にまちづくりに参画する権利を定めています。



事業者の社会的責任

- 第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

解説

第2条において事業者も市民となっています。地域社会を構成する一員として、居住環境などの環境に配慮して地域社会との調和を図るよう努めることを定めています。

第2節 『市議会』

市議会の役割及び責務

- 第6条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

解説

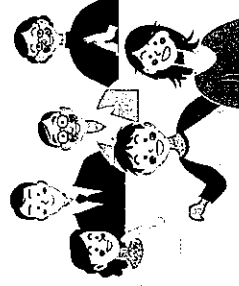
市民の代表機関である市議会は、朝来市の意思決定機関であるとともに、全体的な視点のもとに適正な市政運営が行われているかどうか監視する必要があるため、その役割を果たす為の機能の充実強化に努めなければなりません。

議員の責務

- 第7条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

解説

選挙で選ばれた市民の代表である議員は、自己研さんに努めて、高い倫理観を持って誠実に職務を行う責務があり、市民の信頼に応えなければならないと定めています。朝来市では、議会基本条例、議会議員倫理条例が制定されています。



期待

市議会

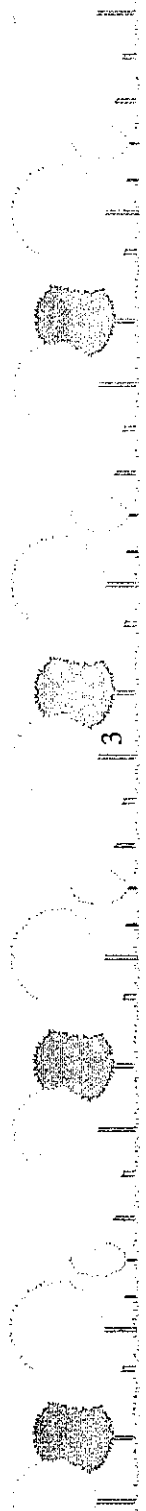
第3節 『行政機関』

市長等の権限及び責務

- 第8条
- 1 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。
 - 2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
 - 3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。

解説

自治体の代表者である市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営の職務を遂行し、この条例の目的である自律した自治体にふさわしい市民自治によるまちづくりの実現を目指していくように定めています。



職員の責務

- 第9条 1 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。
- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。



職員は全体の奉仕者として市民とともに自治を運営していくとの意識を持って公正・誠実に仕事にあたるとともに、自らの知識や技能の向上に努めなければならない。また、職員も一市民として生活する中で、市民とともに考え行動し率先してまちづくりに関わっていく姿勢が求められると定めています。

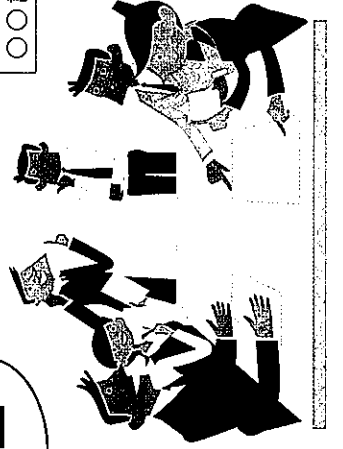


誠実



公正

〇〇課



第3章

参画と協働

参画と協働の推進

- 第10条 1 市民、市議会及び市長等は、参画と協働を推進するため、対等の関係で目的及び情報を共有し、それぞれの特性を理解して連携し、及び協力し、相乗効果を発揮できるよう努めなければならない。
- 2 市議会及び市長等は、市民の参画と協働を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市議会及び市長等は、参画と協働の推進に当たって、市民の自主性を尊重するよう努めなければならない。



参画と協働を進めていく上での基本原則を定めたものです。そして、幅広い市民の参画を得て市政を推進していくために政策等の立案、実施、評価など様々な過程において、多様な手段によって市民が参画できる機会を設けて参画と協働を推進していかなければならないと定めています。

できることから
まず、自分でできるところ
から動き出そう。

目標の共有の原則
明確な目的・目標を共有
し、行動しよう。

相互理解の原則
ともに行動する相手をしっ
かり理解しよう。

補完性の原則

まず地域から。地域でで
きないことはより広い範
囲で取り組もう。

透明・公開の原則

透明・公開が活動の信
頼性を高め、市民の理
解を深めます。

<地域協働の原則>



市民



行政

協働

自主性尊重の原則
自主的、自発的に行動
するときに力を一番発揮
できます。

対等の原則

ともに行動する当事者
同士は、みんな対等です。

相乗効果の原則

単独でやるより、協働し
た方がより大きな成果
が期待できます。

自己改革の原則

よい成果を生み出すた
めには、自分も変わらう。

自立化促進の原則

行政からの支援を受け
ながらも、次第に自立し
ていきます。



意見公募制度

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。



意見公募制度とはパブリックコメントとも呼ばれます。市民生活に重要な影響を及ぼす計画等について市民に情報を提供し、それについて意見を求めなければならないと定めています。朝来市では、提出された意見等に対する見解を明らかにし、その意見等を考慮して意思決定を行うこととしています。

審議会等の運営

第12条 1 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、広く市民の参画に配慮した委員構成にするとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければならない。
2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。



審議会等の委員構成について同じ人にかよふことのないようにし、市民の皆さんの幅広い意見を反映させるため、原則として、委員には公募の委員を入れなければならないと定めています。また、審議会等の会議や会議録についても、市民との情報の共有を図り、透明性の高い市政運営を推進するために、公開を原則とすることを定めています。

住民投票

第13条 1 市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を確認するため、当該事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

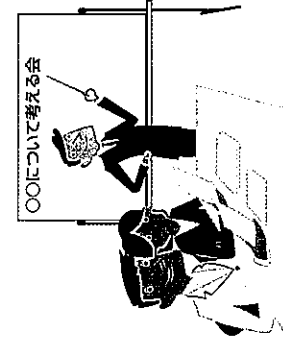


市民に意思を確認する必要があると認められ、市の直面する重要課題等について、住民投票を行うことができると定めています。住民投票の結果は、市議会や市長の選挙や決断を拘束するものではありませんが、市長は住民投票の結果を尊重する形で事務を行う必要があります。

あなたの意見を市政に届けよう。

みんなが納得できるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さん一人ひとりが市政に積極的に関わっていくことが大切です。市は、皆さんの意見を市政に反映させるため、さまざまな取り組みを行っています。

※1
ワークショップやフォーラムに参加しよう



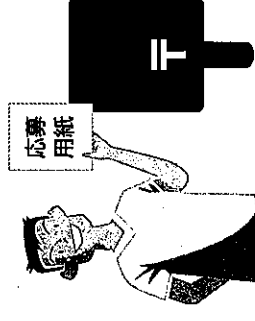
※2
意見公募制度（パブリックコメント）で意見を伝えよう



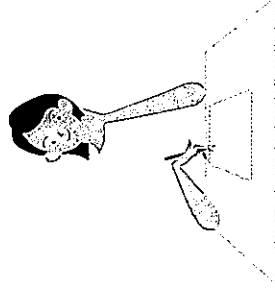
朝来市のホームページではインターネット目安箱で市政への提案・意見をお受けしています。

<http://www.city.asago.hyog.jp/hiroba>
(市民の声を聞くインターネット目安箱)

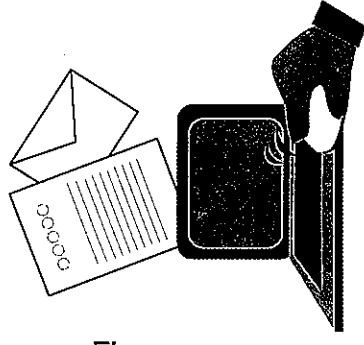
※3
市民委員に応募してみよう



アンケートに答えよう



市民からの情報提供はとっても大切！
自分の気持ちを伝えてみよう



※1 ワークショップ…あるテーマについて比較的少人数の様々な人たちが集まって話し合い、意見や提案をまとめていく会合のことです。

※2 フォーラム…あるテーマについて大勢の出席者が参加して行う、話し合いのことです。

※3 市民委員…あるテーマについて検討する審議会などを設置する際に一般公募する委員のことです。有識者や専門家をと一緒に話し合いをします。



コミュニティの形成

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。



地縁のつながりのもとに住民によって構成された区(自治会)や、そこで繰り広げられる住民の自主的な活動であるコミュニティについて、市民も市もその役割を再認識し、互いに守り育てていくように努める必要があると定めています。

地域自治協議会の設立

第15条 1 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織(以下「地域自治協議会」という。)を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 地域の総意が反映され、民主的透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。
- (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。



住み良い地域を持続していくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域特性などを活かした地域づくりをすすめていく必要があります。地域自治協議会は、この市民自治を充実強化させる仕組みであり、この条例の基本理念を具体化した仕組みでもあります。

協働のまちづくりの基盤となる地域自治協議会の要件としては、地域の総意が反映される組織であり、民主的で透明性をもち、地域内の誰もが運営に参加できる必要があります。また、地域まちづくり計画などを策定し、地域住民が地域課題の解決に向けて地域まちづくり目標や活動計画などを共有していくことが必要です。

まちづくり活動への支援

第16条 1 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。



自分たちの住んでいる地域について、自らの意思に基づいて考え、住民同士が互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて行動していくよう、市民の公共的な活動への取り組みを促しています。また、これらの自発的なまちづくり活動を促進するために、市長等の支援について定めています。



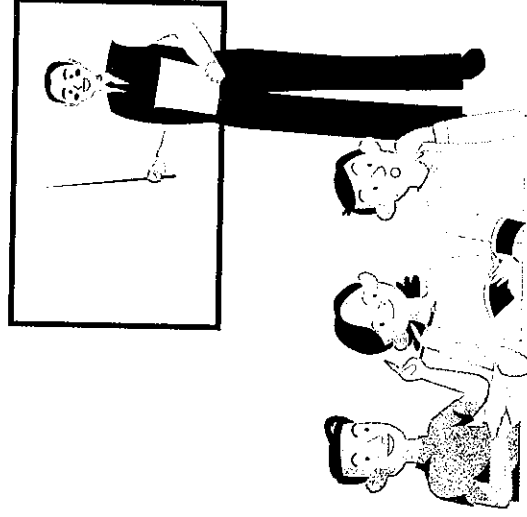
生涯学習の推進

第17条 1 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。



市民自らも生涯を通して学習を重ねて豊かな人間性を育み、市としてもあらゆる世代を対象としたまちづくりに関する学習の機会を提供して、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めていくことを定めています。



出前講座などで直接話を聞こう

市職員が、地域の皆さんの要望に応じて出向き、市の仕事やまちづくりについて分かりやすく説明する出前講座を開いています。

総合計画

- 第18条 1 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画を策定するものとする。
- 2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、策定に当たっては広く市民の参画を得るものとする。
- 3 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。
- 4 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進捗管理を行わなければならない。
- 5 総合計画は、常に社会の変化に対応できるように検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。



市政を総合的かつ計画的に進めていくための指針として、総合計画を議会の議決を経て定め、これに即して市政運営を行わなくてはなりません。総合計画は、市政における最上位の計画ですので、参画と協働の推進を図るためにも策定には市民の多様な参画の機会を設けることを定めています。

財政運営

- 第19条 1 市長は、公表した財政計画に基づき、計画的かつ健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他の市の財政状況に関する情報を、別に条例で定めるところにより、市民に分かりやすく公表しなければならない。



健全な財政運営を図っていくためには、総合計画や財政計画に基づき、計画的な財政運営を行う必要があります。財政状況を市民に公表し、説明責任を果たさなければならないと定めています。朝来市では財政計画を市ホームページで公表しています。

情報公開

- 第20条 市議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、その保有する公文書を適正に開示しなければならない。



市民の知る権利を定めており、市が保有する公文書を公開しなければならないと定めています。朝来市では情報公開条例を制定しており、誰でも公文書の開示請求を行うことができます。

情報提供

- 第21条 市議会及び市長等は、市民との情報の共有を図るため、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めなければならない。



基本原則に示された「情報の共有」の原則を進めるために、市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に分かりやすく様々な伝達手段を活用しながら提供に努めなければならないと定めています。

説明責任

- 第22条 市議会及び市長等は、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。



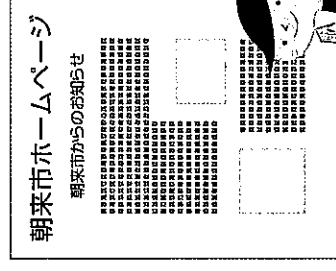
市の政策を立案する段階から評価及び改善に至るまでの過程で、その経過、内容、効果、意義、費用等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならないことを定めています。

行政評価

- 第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに反映させるとともに、分かりやすく市民に公表しなければならない。



効果的で効率的な市政運営を図るために、妥当性、有効性、効率性などの行政評価を実施し、その結果を施策の改善等に速やかに反映させるとともに市民に分かりやすく公表しなければならないと定めています。朝来市では、行政評価の結果については、ホームページで公表しています。



改善
市は、市民からの評価を受けて、さらによ
り良いまちづくりのた
めに問題点の改善に
努め、市民の望む新
たな事業に活かして
いきます。

評価
市は、実施した事業
が市民の生活にもた
らしたものを把握する
ために、市民の率直
な声に耳を傾け、そ
の効果や影響を確認
し、評価します。

行政手続

第24条 市長等は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

解説
公的な事務の処理に関する市民からの請求に対し、市長等は市民の権利及び利益を保護し、公正かつ透明性のある行政手続をしなければならないと定めています。朝来市では行政手続条例を制定しています。

個人情報保護

第25条 市議会及び市長等は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

解説
市が保有する情報に含まれる個人情報が入り取り扱われ、権利利益が侵害されることがないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理、目的の明確化などについて、適切に保護しなければならないと定めています。

法令遵守及び公益通報

第26条 1 市議会及び市長等は、常に法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 市長等は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報について必要な措置を講じなければならない。

解説
市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠となる法令遵守(コンプライアンス)義務を定めています。市長をはじめ、実務を行う職員一人ひとりが法令を正しく理解し、これを遵守して、倫理観や道徳観を常に意識していくことが求められます。また、市議会についても同様です。

行政組織

第27条 市長は、社会情勢に柔軟に対応できるよう、機能的かつ効率的な組織の編成に努めなければならない。

解説
市の組織については、社会情勢に柔軟に対応できて、政策を着実に遂行できるよう、機能的に動きやすく、効率的な組織を編成し、常にその組織の見直しを行うよう努めなければならないと定めています。

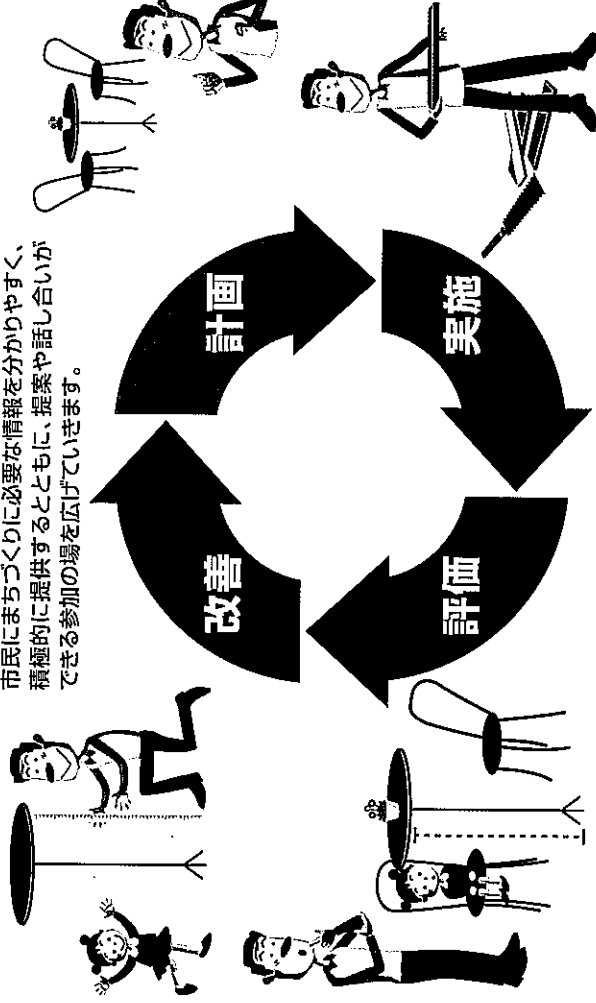
危機管理

第28条 1 市長等は、災害等の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、必要な対策を講じなければならない。

解説
市長等は、常に災害や事故等による不測の事態に備えて体制を整備しておく必要があり、また、これらの事態が発生した場合には、速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて、必要な作業や支援が行えるように、市民や関係機関との連携、協力により必要な措置を講じるとともに、市民は自らの安全確保を図るとともに、自律と共助の意識により、危機に対応できる体制の確立に努めていく必要があると定めています。

「市民が主役のまちづくり」を実現できるよう、市民にまちづくりに必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するとともに、提案や話し合いができる参加の場を広げていきます。

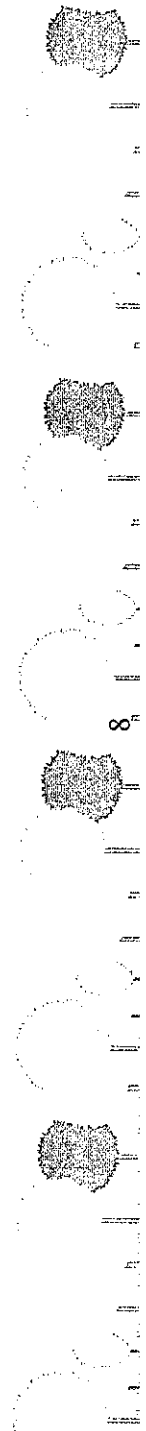


計画

市は、計画的な行政運営を行うため、広く市民の参画を図りながら、まちづくりに関する計画などを策定します。

実施

市は、立てた計画の実施時期や方法が適切であるかなどを、市民の意見を反映させながら判断し、効果的かつ効率的に事業を実施します。



国及び兵庫県との関係

第29条

市は、市民に最も身近な地方政府として、国、兵庫県との対等の立場を踏まえ、地方自治の発展のため、それぞれ適切な役割分担に努めるものとする。

解説

朝来市は、国、県とは対等な立場に立って朝来市の発展のために協力しながら適切な関係を構築していくことを定めています。朝来市は、基礎自治体として、自己決定・自己責任による自治体運営を行うことが一層重要となっています。

他の地方公共団体等との連携

第30条

市は、共通する課題の解決及び効果的で効率的な市政運営のための事務処理、大規模災害時の相互応援等を行うため、他の地方公共団体等と連携し、及び協力するものとする。

解説

自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、事務処理や災害発生時の相互応援などについて、他の自治体等と連携や協力することを定めています。

自治基本条例により、市民総参加の「協働のまちづくり」が進みます！



身近なまちづくりに積極的に参加しよう！

地域には、区（自治会）や地域自治協議会をはじめとして、たくさんの組織や団体があり、さまざまなまちづくり活動が展開されています。

第7章

この条例の位置付け

最高規範性

第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。

解説

この条例が朝来市の最高規範であることを定めています。この条例の趣旨に則して市政運営を行うとともに、他の条例、規則等の制定や改廃等や各種の計画等の策定においても整合を図っていく必要があると定めています。

条例の見直し

第32条 市は、この条例が市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを適切な時期に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行うものとする。

解説

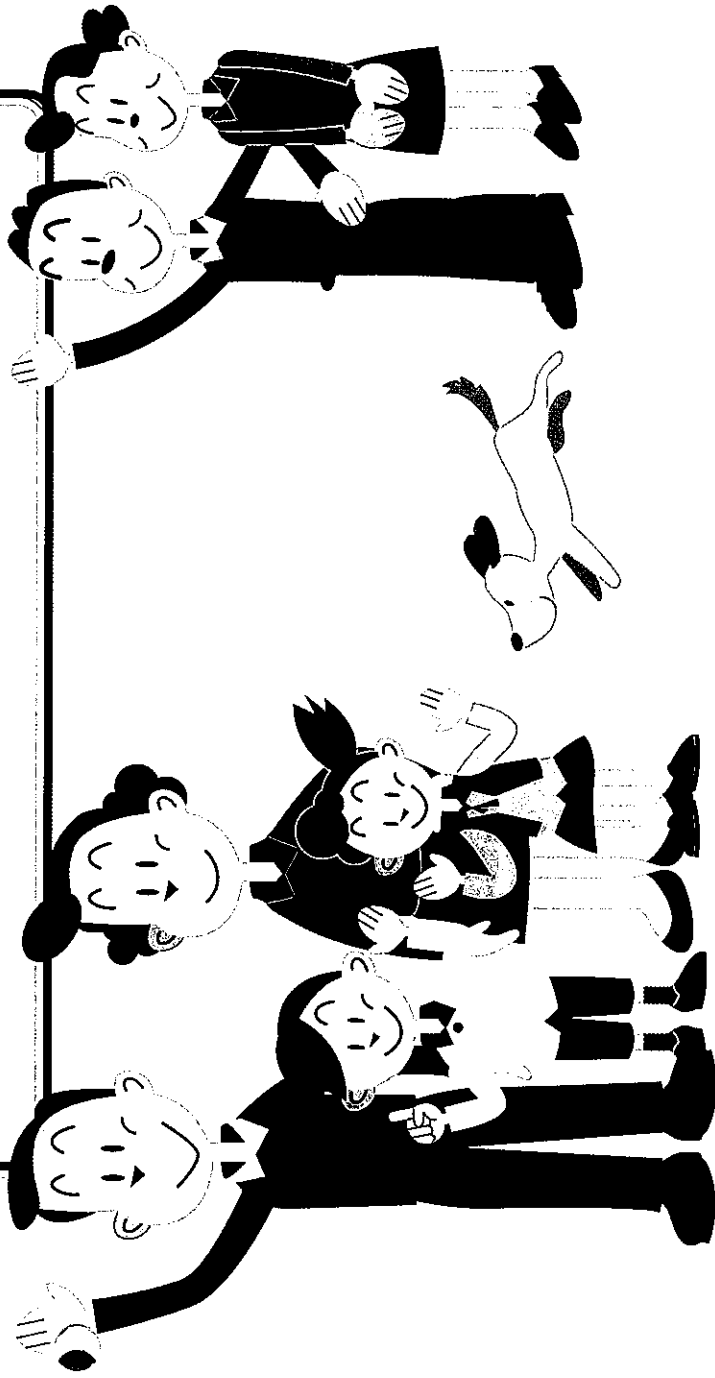
この条例を時代に合ったよりふさわしいものとしていくため、条例の見直しについて定めています。また、見直しにあたっては、この条例が適切に運用されているかどうかを検証評価するなど、この条例の実効性を高めていくことも求められます。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行しています。

市民みなさんがまちづくりの主役です！

自治基本条例により、「市民が主役の協働のまちづくり」が着実に前進するよう、全市一丸となって取り組んでいきましょう！



【朝来市民憲章】

私たち朝来市民は、自らが考えて行動し、共に助け合いながら住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

一人ひとりを大切に、心豊かに生きるまちをめざします。
手をつなぎ、支えあい、安心して健やかに暮らせるまちをめざします。
元気いっぱい、笑顔が出会うまちをめざします。
ふるさとを愛し、未来に誇るまちをめざします。
みんなが主役、夢と希望に満ちたまちをめざします。

【朝来市の花・木】



市の花「さくら」

選定理由：市内に多くあることなどから最も市民に親しまれている花として選定。また、公募の結果でも、最も多かった花で、日本を代表する花でもあります。「さくら」の中には、ソメイヨシノや山桜などすべての種類を含んでいます。



市の木「けやき」

選定理由：国指定の天然記念物である「八代の大ケヤキ」や県指定天然記念物である延応寺（生野町口銀谷）の大ケヤキに代表されるように、朝来の地につき根を張って空高く大きく育っている木であり、公募の結果でも、最も多かった木です。